

# 金沢市里親委託推進委員会設置要綱

(平成23年10月3日決裁)

改正 平成24年4月1日決裁

平成31年4月1日決裁

令和2年4月1日決裁

令和3年3月19日決裁

## (目的及び設置)

第1条 本市は、里親制度の普及及び里親への委託を推進するため、金沢市里親委託推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 里親への支援体制の強化に関すること。
- (2) 里親制度の広報の推進に関すること。
- (3) その他里親への委託の推進に関すること。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 里親
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 里親委託推進員
- (5) その他社会的養護に関し識見を有する者

3 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来局こども相談センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

第4条本文の規定にかかわらず、平成23年度に委嘱した委員に限り、同条本文に規定する任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月24日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。